

eポートフォリオによる学修成果の可視化コンソーシアム 規約

第1条（名称）

本会は、eポートフォリオによる学修成果の可視化コンソーシアム（以下「本会」という）と称する。

第2条（目的）

本会は、会員間の相互連携や協働を通じて、eポートフォリオの手法や技術を発展させ、学生自身による学びの振り返りを基盤とした学修成果の可視化によって、学修の質の向上を図ると同時に、教育の質保証および教学マネジメントへの学修成果の可視化の活用を推進し、このような教育改革の情報を社会に公開することによって、我が国の高等教育機関における教育システムの高度化に資することを目的とする。

第3条（活動内容）

本会における活動は以下のとおりとする。

1. eポートフォリオによる学修成果を可視化する手法や技術の発展を図る活動
2. 学びの質保証に基づく学修の質の向上を図る活動
3. 教育の質保証の取組等、教育改革の情報を社会に公開する活動
4. フォーラム等の開催
5. その他目的を達成するために必要な事業

第4条（会員及び会長）

1. 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業、大学、機関及び団体等であって、第8条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）から入会の承認を受けた者とする。
2. 本会の会長は、運営委員会の協議により決める。

第5条（入会、退会及び除名）

1. 本会への入会資格は、本会の趣旨に賛同する企業、大学、機関及び団体等とする。
また、それらの部門・部署単位での入会も認めることができる。
2. 本会に入会しようとする者は、別に定める入会フォームに必要事項を記入したものを本会の事務局（以下「事務局」という。）に提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。
3. 本会を退会しようとする会員は、退会届を運営委員会に提出することにより、任意に退会することができる。

4. 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為若しくは規約違反をするなど除名すべき正当な事由があるときは、運営委員会の決議により当該会員を除名することができる。

第6条（入会金、年会費及び協賛金）

1. 本会の入会金及び年会費は、徴収しない。ただし、以下に示す協賛金を妨げるものではない。
2. 第4条第1項の会員のうち、協賛金を提供した会員は協賛会員とする。
 - (1) 協賛金は1口10,000円、年額（4月～3月）とする。なお、月割りなどの減額は行わない。
 - (2) 協賛会員は希望により本会のホームページ上で協賛会員であることを明示することができる。また、本会の会員へ情報提供及び広報活動などを希望する場合は、第2条の目的の範囲内において、事務局を介して行うことができる。
3. 徴収した協賛金は九州工業大学管理本部において経理し、用途については本会の運営委員会にて決定する。

第7条（フォーラム等）

1. フォーラム等は、特に定期的な開催を定めず、適宜開催するものとする。
2. フォーラム等の開催について、必要事項は運営委員会で決定する。
3. フォーラム等の参加費は徴収しない。
4. 会員（協賛会員を含む。）は、フォーラム等へ出展をすることができる。ただし、出展希望が最大出展可能数を超えた場合は、協賛会員を優先する。
5. フォーラム等の出展料は、30,000円とする。
6. 前項の規定にかかわらず、3口以上の協賛金を支払った協賛会員からの出展料は徴収しない。
7. 徴収した出展料は第6条第3項の規定を準用する。

第8条（運営委員会）

1. 本会を運営するために、業務執行の決定機関として運営委員会を置く。
2. 運営委員会に委員長を置き、委員長は、会長が任命する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した運営委員がその職務を代行する。
4. 運営委員は、委員長が指名し、その指名を承諾した者がその任に当たる。
5. 運営委員の任期は、着任の日から起算して2年とする。ただし、委員となった翌年度末を越えないものとする。また再任を妨げない。
6. 運営委員が任期の途中で委員を退任しなければならない事由が生じた場合は、その

任を引き継ぐ新たな運営委員を置くことができることとし、その任期は前任者任期の残存期間とする。

7. 運営委員会は、委員長が招集することとし、委員長は、その議長となる。
8. 運営委員会の開催については、日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面または電磁的方法をもって、運営委員会の日の1週間前までに、各運営委員にその通知を発しなければならない。
9. 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、その議事は出席議員の過半数により決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
10. 前項の規定にかかわらず、第5条第4項による会員の除名については、全構成員の3分の2以上の議決をもって行う。

第9条（事務局）

本会の事務局は九州工業大学教育支援課(福岡県北九州市戸畑区仙水町1番地1号)内に置き、本会の事務処理全般を行う。

第10条（雑則）

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、2019年3月1日から施行する。
- 2 設立に際して、設立時の会長は、九州工業大学学長とし、その任期は、2021年3月31日までとする。
- 3 設立に際して、運営委員会の運営委員と委員長は、会長が任命し、その任期は、2021年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、2019年8月21日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2024年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2026年4月1日から施行する。